

・・・障がいのある人の軽自動車税の減免要件を拡充・・・・・・・・・・・・・・・・

令和3年4月から、身体等に障がいのある人(知的障がい・精神障がいを含む)の社会参加の支援のため、身体障がい者等に対する軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免制度について、家族が運転する場合の使用目的の要件を、下表のとおり拡充します。

これにより、通院等証明書の提出が不要となり、減免申請者の申し出による使用目的の確認に変わります。使用回数は、現行のままで変わりありません。

新制度による軽自動車税種別割の減免申請の受け

付けは令和3年4月からで、令和3年度に限り、賦課期日(4月1日)までに所有している自動車に係る減免申請期限を6月末までとします(令和4年度以降は従来どおり納期限である5月末まで)。なお、すでに減免を受けている軽自動車で継続となる場合は、改めて申請する必要はありません。

また、軽自動車税環境性能割についての減免申請は県の自動車税事務所での手続きとなります。

新しい申請書等の様式は、令和3年3月ごろに津市ホームページに掲載し、市民税課または各総合支所市民福祉課(市民課)窓口でも配布します。

令和3年4月からの家族運転の使用目的の拡充について

	現 行	拡充後
対象になる「身体障がい者等」の区分	身体障がい者等と同居している人が、身体障がい者等のために軽自動車を運転する場合	変更なし
対象となる軽自動車の種類	軽自動車4ナンバー・5ナンバーで使用目的の「身体障がい者等の送迎」に適した自動車(所有者・使用者いずれも身体障がい者等の名義であること)	変更なし
軽自動車の使用目的・使用回数	身体障がい者等の通院、通学、通所もしくは生業(通勤、自営等)のために月4回以上、おおむね6カ月以上にわたって継続的に軽自動車を使用すること	身体障がい者等が社会生活を営むための全ての使用(社会参加活動)のために月4回以上、おおむね6カ月以上にわたって継続的に軽自動車を使用すること
使用目的を証明するための書類	通院等証明書 ※医療機関や学校などで証明書を取得する必要があります。	申出書 ※減免申請者の申し出により確認し、通院等証明書を取得する必要がなくなります。

※本人や介護者が運転する場合の要件は、変更ありません。

・・・小型特殊自動車の申告を・・・・・・・・・・・・・・・・

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトなどや乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税種別割が課税されます。これらの車両を所有している人は、軽自動車税種別割の申告をしてナンバープレート(標識)の交付を受けてください。

※軽自動車税種別割は、所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは関係ありません。

申告場所 市民税課または各総合支所市民福祉課(市民課)

申告に必要なもの 所有者の印鑑(使用者が異なる場合は使用者の印鑑も必要)、販売証明書または譲渡証明書(買主または譲受人の住所・氏名、売主または譲渡人の住所・氏名・押印、車台番号、メーカー名、排気量などの記載があるもの)

対象車両	該当要件	税率 (年税額)
農耕用小型特殊自動車(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など)	最高速度が時速35km未満(乗用装置があるもの)	2,400円
その他小型特殊自動車(フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなど)	次の全てを満たすもの ●車両の長さ4.7m以下 ●車両の幅1.7m以下 ●車両の高さ2.8m以下 ●最高速度が時速15km以下	5,900円